



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《 // : 宮城県政記者会》

平成30年6月22日
国土交通省 東北運輸局

多賀城市の一般貸切旅客自動車運送事業者に 対し輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成29年7月20日、7月21日、8月7日の3日間に東北運輸局宮城運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり行政処分書等を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分書等の交付年月日
交付年月日：平成30年6月22日
2. 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：塩釜観光バス 株式会社 代表取締役 板宮 利夫
(法人番号：8370601002623)
宮城県多賀城市南宮字一里塚33番地の2
営業所：松島営業所
宮城県黒川郡大郷町川内字中塚山2-6
3. 行政処分等年月日
平成30年6月6日
4. 行政処分等の概要
 - ①事業用自動車の使用停止処分
平成30年6月22日から平成30年7月4日まで (4両×13日間停止)
平成30年6月22日から平成30年7月3日まで (4両×12日間停止)
 - ②文書警告
5. 違反の概要
(裏面に続く)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官
担当：大崎、宮崎

Tel：022-791-7532

5. 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。
(道路運送法第9条の2第1項)
 2. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
- ・乗務員に対して疾病・疲労等のおそれのある状態で乗務を行わせていた。
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
 - ・告示で定める書類を適切に管理していなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第69条)

②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
- ・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)